

保国発 0828 第 5 号  
令和 7 年 8 月 28 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた  
対策等について（再周知）

国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）が急病等により海外の医療機関で療養を受けた場合、保険者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合をいう。以下同じ。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 54 条の規定に基づき、療養費（以下「海外療養費」という。）を支給することができることとされています。

また、被保険者が海外で出産した場合、保険者は、法第 58 条の規定に基づき、条例又は規約の定めるところにより、当該出産の事実を確認した上で、出産育児一時金（以下「海外出産に係る出産育児一時金」という。）を支給することとされています。

海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給にあたっては、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金等の不正受給を防止する観点から、「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」（平成 31 年 4 月 1 日付け保国発 0401 第 2 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」の一部改正について」（令和 5 年 5 月 24 日付け保国発 0524 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「令和 5 年対策通知」という。）を発出し、支給の適正化に向けた対策をお示ししているところです。

今般、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 7 年度改訂）」（令和 7 年 6 月 6 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行うよう通知を発出しており、海外療養費における不正受給対策と併せて、引き続き実施の促進を図

る。」とされたところでありますので、都道府県におかれましては、貴管内保険者に周知の上、海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給事務が適正に行われるよう、令和5年対策通知に基づく対応を改めてお願いいたします。